

## 歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくり協議会規約

平成15年1月9日制定

平成15年3月25日 一部改正

### (設置目的)

第1条 「全国都市再生のための緊急措置～稚内から石垣まで～」の検討方向(報告)(平成14年10月4日都市再生本部会合)に基づき、「歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくり」の実現に向け、関係行政機関が相互に密接な連携と協力を図り、施策を総合的に推進するため、「歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (活動内容)

第2条 活動内容は次のとおりとする。

- 1 歴史的建築物のある街並みのたたずまいを継承するための以下の項目を中心とした共通の課題の抽出及びその解決に向けた必要な検討
  - イ 建築物等に関する規制の活用・見直し
  - ロ 電線類の地中化等通りを中心とした景観整備・改善
  - ハ 建築物や通り等ストックの活用による地域活性化方策等
- 2 前号に掲げる検討内容の普及・活用方策の検討等

### (構成員)

第3条 協議会の構成員は別表のとおりとする。

- 2 協議会は、合意に基づき、構成員を変更することができる。

### (会議)

第4条 協議会は、必要に応じ、都市再生本部事務局の召集により随時開催する。

- 2 協議会は、必要に応じ、協議会以外の関係者の出席とその意見聴取を求めることができる。

### (事務局)

第5条 協議会の事務を行なうため、事務局を置く。

- 2 事務局は、関係省庁の協力を得て、都市再生本部事務局が行う。

### (その他)

第6条 前各条に定める以外の協議会の運営に関し必要な事項は、協議のうえ別途定める。

### 附 則

この規約は、平成15年1月9日から施行する。

## 協議会委員名簿

内閣官房 都市再生本部事務局 参事官  
総務省 自治行政局 地域振興課長  
文化庁 文化財部 建造物課長  
経済産業省 商務流通グループ 流通産業課 中心市街地活性化室長  
国土交通省 総合政策局 事業総括調整官  
国土交通省 総合政策局 交通計画課長  
国土交通省 総合政策局 観光部 観光地域振興課 観光地域活動支援室長  
(観光レクリエーション計画室長)  
国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課長  
国土交通省 都市・地域整備局 街路課長  
国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課長  
国土交通省 都市・地域整備局 まちづくり推進課 都市総合事業推進室長  
国土交通省 河川局 河川計画課長 (河川情報対策室長)  
国土交通省 道路局 地方道・環境課長  
国土交通省 住宅局 建築指導課長  
国土交通省 住宅局 市街地建築課長  
国土交通省 港湾局 環境整備計画室長

函館市 都市建設部長  
函館市 教育委員会 生涯学習部長  
会津若松市 建設部長  
佐原市 建設経済部長  
金沢市 都市整備部長 (建設部長)  
古川町 建設課長  
犬山市 都市整備部長  
京都市 都市計画局長  
奈良市 都市計画部長  
萩市 建設部長 (建設部次長兼都市計画課長)  
内子町 産業振興課長 (建設デザイン課長)  
白杵市 建設産業部 都市デザイン課長  
白杵市 教育委員会 文化財課長

\* ( ) は第2回までの職名を示す